

「第 4 期加賀市地域福祉計画」
の策定について

第4期加賀市地域福祉計画の策定について

1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域住民の方々、社会福祉関係者、ボランティア団体、NPOや行政など様々な活動主体が相互に協力し支え合い、住み慣れた地域で、すべての人が安心して、その人らしく、生き生きと暮らせるコミュニティの形成を図る社会福祉活動とされています。

2 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、地域の生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる取り組みの方向性や基本的な考えを示すものとされており、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など分野別計画の上位計画として位置づけされています。

加賀市では、地域福祉計画を「福祉こころまちプラン」と称し、平成17年に第1期計画を、平成22年に第2期計画を、平成27年に第3期計画を策定しており、令和元年度は、第3期計画の最終年度となります。

3 主な国の動き

【平成28年】

「ニッポン一億総活躍プラン」の中に、「**地域共生社会の実現**」について明記された。

（地域共生社会とは）

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『**我が事**』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『**丸ごと**』つながることで、「住民一人ひとりの暮らしと生きがい」、「地域」をともに創っていく社会

（我が事・丸ごと）

「我が事」・・・地域で起きているさまざまな問題を、住民が他人事ではなく、「我が事」としてとらえ、主体的に解決に取り組むこと。

「丸ごと」・・・分野を超えて地域生活課題について「丸ごと」受けとめ、関係機関と連絡調整等を行う相談支援体制を構築すること。

【平成29年】

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的とした、「地域包括ケアシステム強化法」が成立（平成30年4月1日施行）した。

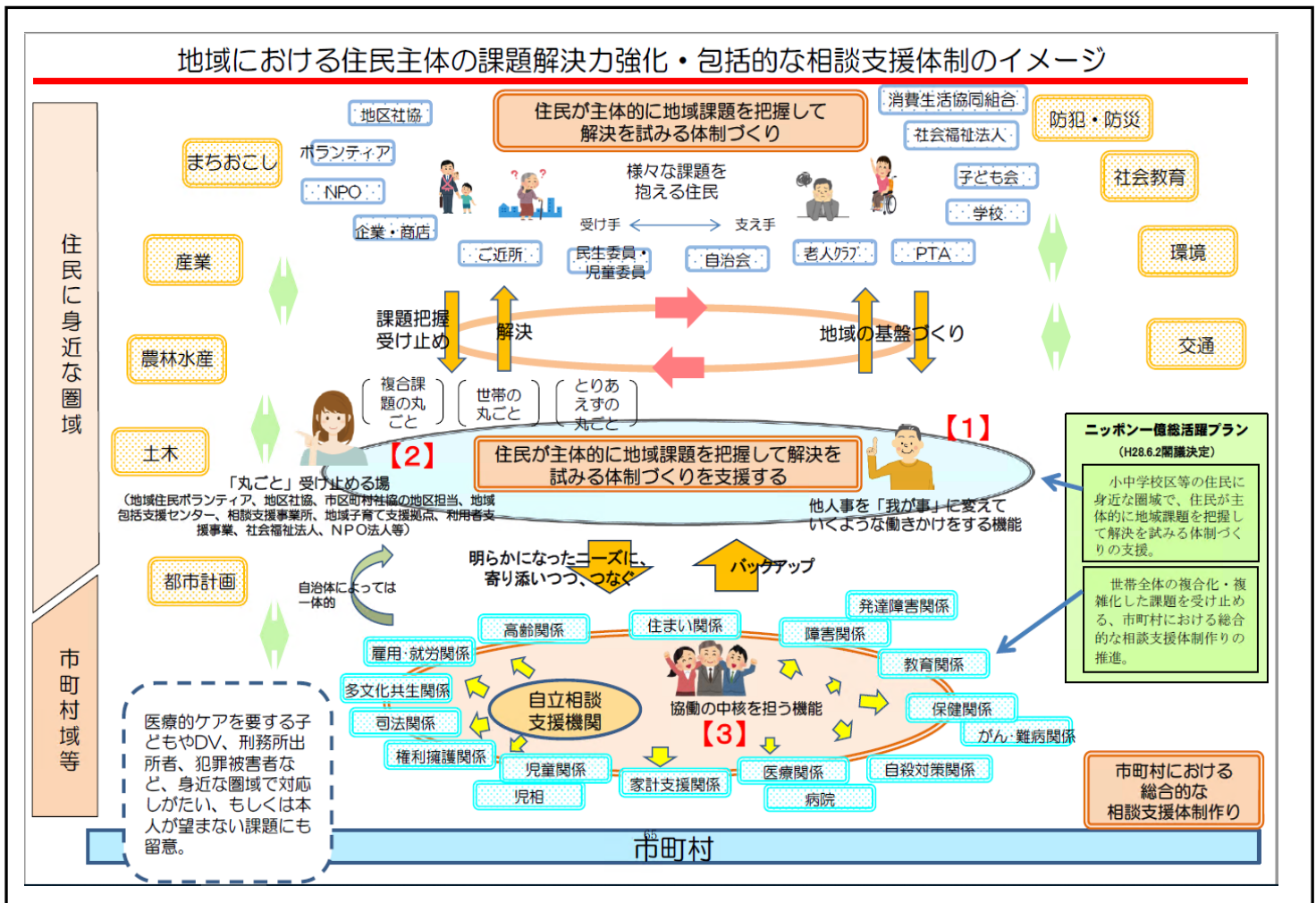
また、地域福祉計画に記載すべき事項などが盛り込まれた「地域福祉計画策定ガイドライン」や「包括的な支援体制の整備に関する指針」が示された。

【平成30年】

改正社会福祉法が施行された。

(主な改正内容)

- ・「地域住民」を地域福祉の推進に努める主体として位置づけられた。
- ・国、地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図る施策その他地域福祉の推進のために必要な措置を講ずることが努力義務化された。
- ・地域福祉計画には、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」などを盛り込むことが追加された。(P 3に記載している「社会福祉法第 107 条第 1 項第 1 号」)

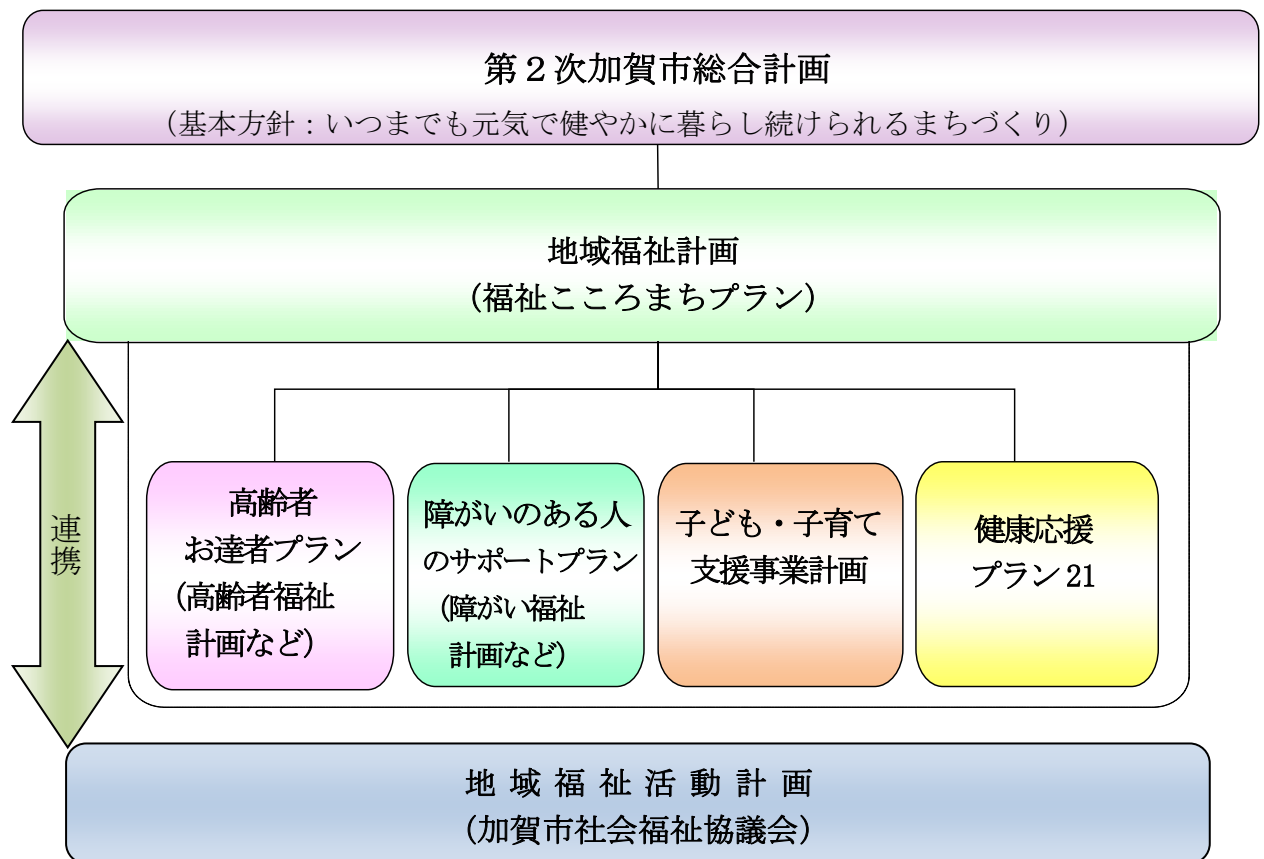


(出展：厚生労働省)

4 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

加賀市地域福祉計画（福祉こころまちプラン）は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法107条に基づき「市町村地域福祉計画」として策定するものです。策定にあたっては、「第2次加賀市総合計画」の基本方針に基づくとともに、各分野別の上位計画と位置づけ、基本理念、基本目標や施策の方向性を示します。



(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（新設）
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項（新設）

※社会福祉法抜粋

(2) 計画に盛り込む事項の概要(社会福祉法第 107 条に規定されている事項)

「国の動向」、「地域福祉計画策定のガイドライン」や「地域の福祉に関するアンケート」結果からみる「地域の課題」などを踏まえた上で、社会福祉法に定められている次の①から⑤までの事項に沿った施策の方向性などを示します。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（新設）
 - ・ 様々な問題を抱える方の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
 - ・ 地域住民が集う拠点の整備や既存施設等の活用 など
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - ・ 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
 - ・ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り、支援のあり方 など
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - ・ 社会福祉を目的とする多様なサービスの進行、参入の促進 など
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - ・ 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
 - ・ 地域福祉を推進する人材の養成 など
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項（新設）
 - ・ 地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができ
る環境の整備 など

5 計画期間

計画の期間は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間とします。また、加賀市総合計画や各分野の計画との整合性を図りながら、長期的な視野に立った計画として策定します。

6 策定スケジュール

日付	内容
5月	計画策定方針の提示
11月	計画素案の提示
1月	計画最終案の提示
2月	計画案の確定 パブコメ

